

## 旧神奈川県赤十字血液センター横浜事業所における土壌調査結果と今後の対応について

神奈川県赤十字血液センター横浜事業所の廃止に伴い、「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌調査を建物の解体前と解体中の二回に分けて実施しました。その結果、一部の区画において土壌溶出量の鉛及びその化合物が基準を超えていたことから、これまでの経緯についてお知らせいたします。

### 1. これまでの経緯について

当事業所の建物には地下ピットが存在しており、一部の区画は調査を省略して実施したところ、調査区画の一部で土壌溶出量の鉛及びその化合物が基準値を超えていたことから、平成 29 年 11 月 2 日に横浜市へ報告いたしました。

平成 30 年 3 月 5 日の横浜市告示第 144 号及び第 145 号において、調査を省略した区画と土壌溶出量の鉛及びその化合物が基準値を超えた区画は「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に指定されましたが、区域指定前に調査を省略した区画における土壌調査と、敷地境界付近における地下水調査を実施しており、新たな土壌汚染と地下水基準を超える物質は確認されなかったことから、区域指定後の平成 30 年 3 月 12 日に横浜市へ報告を行っております。

### 2. 今後の対応について

調査を省略した区画につきましては、今後、区域指定の解除が見込まれております。

また、土壌溶出量の鉛及びその化合物が基準を超えていた一区画につきましては、建物の基礎等の撤去工事に合わせた対策工事の実施について、検討してまいります。